

○桜井宇陀広域連合議会の定例会の回数に関する条例

〔平成9年3月31日
条 例 第 5 号〕

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定により、桜井宇陀広域連合議会の定例会の回数は、毎年2回これを招集する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。